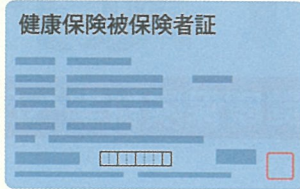


保険証を使用できるのは、
「退職日」・「就職などで扶養から抜ける日の前日」まで!

※退職後に誤って保険証を使用すると、協会けんぽが負担した医療費を返還していただくことになります。
資格の切れた保険証については**速やかな回収と返却**をお願いします。

保険証回収の手続き

1 保険証を回収 (事業所様にて回収)



2 日本年金機構への届出に添付

被保険者資格喪失届・被扶養者(異動)届

➡ 届出に**保険証**を添付する

電子申請をご利用の場合は、到達番号のわかる画面を印刷し、保険証に添付して、日本年金機構にご郵送ください。

※1 保険証を添付できない場合は、「保険証回収不能届」を添付してください。

※2 日本年金機構への届出時に保険証を添付せず、後日、保険証を返却する場合は、協会けんぽ岩手支部まで郵送してください。

■お問い合わせ先 / TEL 019-604-9088 (レセプトグループ)



岩手県からのお知らせ

なくそう! 望まない受動喫煙

令和2年4月に改正健康増進法が全面施行され、事務所、工場等ほぼ全ての場所で原則**屋内禁煙**となっています!

※喫煙場所を設けたい場合や経過措置について知りたい場合は、最寄りの保健所にご相談ください。

●屋内で喫煙(加熱式たばこを含む)するには、喫煙専用室等の設置及び標識掲示が必要です!(従業員も含め、20歳未満の方は立ち入り禁止になります)

➔ **義務違反者**には、最大50万円の罰則(過料)が課せられる場合がありますのでご注意ください!

●この機会に、禁煙を考えている方は、かかりつけ医や禁煙外来医療機関へ相談しましょう!

【お問い合わせ先】岩手県保健福祉部健康国保課 TEL 019-629-5468(直通)

健康についてのヒントは、「いわて健康情報ポータルサイト」へ! ▶▶▶



ホームページでも読めます!

毎月お届けする広報紙をホームページで掲載中です

PDFデータにより掲載しておりますので、**事業所内での閲覧**にご活用ください。



お問い合わせはこちらまで

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

全国健康保険協会 岩手支部 協会けんぽ 〒020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階 (代表) 019-604-9009

※このお知らせは保険料納入告知書に同封しているため、協会けんぽに加入されていない事業所様にも送付されています。該当しない事業所様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解をお願いいたします。なお、お問い合わせは協会けんぽ岩手支部までお願いいたします。

協会けんぽ岩手支部 4月号 2024

加入者・事業主の皆さまへ

～ 職場の皆さままで回覧をお願いします ～

令和6年度の健診が始まっております!

35歳～74歳の加入者ご本人(被保険者)様 /

協会けんぽの生活習慣病予防健診が断然お得!

協会けんぽでは、35歳以上の加入者ご本人(被保険者)様を対象にした「生活習慣病予防健診」を行っています。職場の定期健診としてご利用いただけますので、ぜひご活用ください!

生活習慣病予防健診と定期健診との比較

生活習慣病予防健診

検査項目 約**31**項目

負担額

最高 **5,282円** 令和4年度まで ~~最高7,169円~~

定期健診

検査項目 約**22**項目

負担額

約**8,000円**

※健診機関により異なります

お得ポイント

1. 総額約19,000円の健診が約5,000円で受けられます!
2. がん検診(胃がん・大腸がんなど)も含んだ充実の検査項目!

さらに /

令和6年4月からは付加健診の対象者の年齢が拡大されます!

※付加健診とは、節目の年齢において生活習慣病予防健診(一般健診)に追加できる健診で、腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査など、より詳細な健診が受けられます

自己負担額

※総額約1万円の健診が

最高 **2,689円**

対象者年齢

40歳、50歳に加え

45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象

令和6年4月からは

※詳細はページ下の二次元コードから確認いただけます。

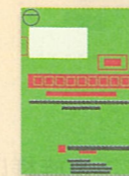
健診実施機関一覧はこちら▶



健診項目や受診の流れの詳細はこちら▶



令和6年3月下旬頃、令和6年度の健診の案内を事業主様にお送りしております。



生活習慣病
予防健診の
案内(イメージ)

健診案内が
届いたら

① 受診する
健診機関を選んで

申し込みは簡単!

② 電話で予約するだけ

※事業所単位での
お申し込みも可能です



詳しい手続き方法は
動画で解説中

お問
合わせ先

- 生活習慣病予防健診に関するお問い合わせ TEL 019-604-9089 (保健グループ)
- 動画に関するお問い合わせ TEL 019-604-9018 (企画総務グループ)

ご家族(被扶養者)様向け

従業員様の健康は、ご家族様の健康があってこそ!

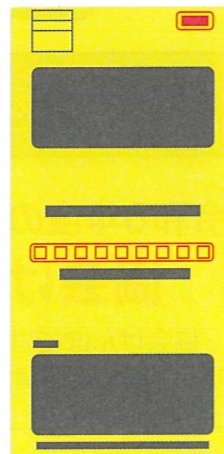
家族健診(特定健診)も始まっております!

対象者 40歳~74歳のご家族様

健診内容 基本的な健診:問診、身体検査、血圧測定、尿検査、血液検査(市町村の健診でも実施可能)

詳細な健診:心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン検査
※詳細な健診は医師の判断により、一部の方のみの実施となります

健診費用 協会けんぽが**7,150円**を補助します!
費用補助が受けられるのは年度内お一人様1回に限りです
(令和6年度の場合、令和6年4月1日~令和7年3月31日の間に受診した分が対象)



特定健診の案内(イメージ)

~ 受診までの流れ ~

①案内(受診券)が自宅へ届く

- 4月上旬に「家族健診(特定健診)」の受診に必要な案内(受診券等)を**従業員様(加入者ご本人様)のご自宅**にお送りしております。
- ※受診券と保険証の記号番号が一致しているかを確認。一致していない場合は、協会けんぽまでお問合せください。

②受診先を選ぶ(下記のいずれかの方法で受診)

〈要予約〉健診機関で受診する場合

- 健診機関へ直接お電話で予約。
- 一部**無料**で受けられる健診機関もございます。

健診実施機関一覧はこちら▶



〈予約不要〉市町村で実施の集団健診で受診する場合

- 市町村の広報誌またはホームページより、健診日程を確認。
- がん検診**を同日で受けられる市町村もございます。
- ※がん検診についての詳細(種類・内容・費用)はお住いの各市町村へお問い合わせください

③受診する

持ち物 受診券 保険証 健診費用



【事業主様へのお願い】

宛所に尋ね当たらず返送された受診券は事業主様宛に再度送付いたしますので、従業員様を通じてご家族様にお渡しくださいますようお願いいたします。

■お問い合わせ先 / TEL 019-604-9089 (保健グループ)

保険料を抑える? ~ インセンティブ制度とは ~

①インセンティブ制度とは



- 協会けんぽ都道府県支部ごとの加入者の皆様の健康に関する取り組みを**5つの指標**に基づいて評価し、上位15支部に**インセンティブ(報奨金)**を付与し、翌々年度の**保険料率に反映される制度**です。

令和4年度の岩手支部の順位は18位

上位15支部に入ることができれば、インセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率が引き下げとなります。引き続き健康づくりや医療費の抑制に向けた取り組みへのご協力をお願いいたします。

健康に関する取り組み等



健康保険料率へ反映!

②何をすればいいの?

① 特定健診等の実施率

- 岩手支部は **15位**
- 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」をご利用ください
 - ご家族の方は「特定健診」をご利用ください

② 特定保健指導の実施率

- 岩手支部は **23位**
- 健診の結果、生活習慣の改善が必要な方は「健康サポート(特定保健指導)」(無料)を受けることができますので、ご活用ください
 - 健診当日に特定保健指導の初回面談をご利用いただくことも可能です(一定の健診機関のみ)

③ 特定保健指導対象者の減少率

- 岩手支部は **33位**
- 日ごろから**健康的な生活**を心がけましょう
 - 特定保健指導対象者は、保健師等と相談しながら、最後まで継続しましょう

④ 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率

- 岩手支部は **28位**
- 受診勧奨のご案内が届いたら、**早急に医療機関を受診**しましょう

⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

- 岩手支部は **3位**
- お薬を処方の際に、医師や薬剤師に「**ジェネリック医薬品**」の希望を伝え、利用しましょう

上記5つの評価指標について、引き続きご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ先 / TEL 019-604-9018 (企画総務グループ)